

## 第7章 計画の実現に向けて

### 7-1 景観まちづくりの推進に向けた考え方

本市が目指す、市民が愛着を持ち、誇れる景観の形成は、行政が景観に配慮した施設整備や景観の保全等を行うだけで完結するものではありません。それは、自然景観や公共施設だけでなく市民生活や事業者の活動の一つ一つが本市の景観を形づくっているためです。

そのため、市民・事業者・行政が景観形成の目標とそれぞれの役割を理解し、互いに協力しながら取組を進める、市民総働の景観まちづくりが必要です。

#### 1. 市民・事業者・行政の役割

##### (1) 市民の役割

市民は、景観や本計画についての関心・理解を深め、周辺景観に配慮した建築等や美化活動への参加など、行政・事業者と協働した良好な景観まちづくりの取組推進に努めます。また、行政が実施する景観まちづくりの施策・取組について理解・協力します。

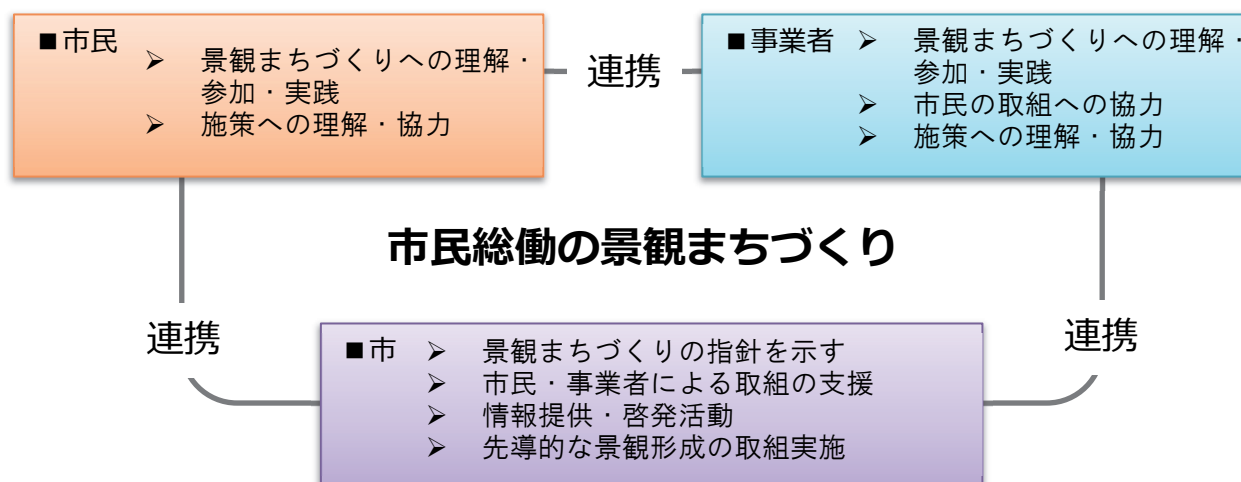
##### (2) 事業者の役割

事業者は、景観や本計画についての関心・理解を深め、周辺景観に配慮した建築等や企業活動を通じて良好な景観まちづくりの取組推進に努めます。また、市民による景観まちづくりに積極的な参加・協力を行うほか、行政が実施する景観まちづくりの施策・取組について理解・協力します。

##### (3) 行政の役割

市は市民・事業者の意見を十分に踏まえながら、本市における景観まちづくりの指針を示すとともに、施策を検討・実施します。また、市民・事業者による景観まちづくりを支援するとともに、景観に関する情報提供や市民・事業者を対象とした啓発活動を行い、景観まちづくりへの理解や意識の醸成を図ります。

市は、周辺自治体及び国・県と相互に連携しながら、市民・事業者の規範となるよう、公共事業等を通じて先導的な景観形成に努めます。



## 2. 景観形成に向けた市の取組

### (1) 景観計画の周知

本市の景観まちづくりは、本計画を基本として進めていきます。そのため、市は本計画に対する市職員の理解度を深めていくだけでなく、市のホームページ等での計画の公開や景観に関する講演会などの開催により、まちづくりの主体となる市民・事業者への周知を行います。

#### 【市による取組案】

- 市ホームページなどでの景観計画の公開
- 景観に関する講演会などの開催
- 景観形成に関するおしらせ配布

### (2) 景観まちづくりに関する情報提供・意識啓発

市は、景観まちづくりに関する情報発信のほか、景観写真の募集や景観に関する講演会などの開催により、市民・事業者の意識啓発に努めます。また、市民・事業者が受け取りやすい情報発信の媒体などを含め、情報発信の方法を検討します。

#### 【市による取組案】

- 市ホームページなどでの景観まちづくりに関する情報発信
- 景観に関する講演会などの開催
- 活用可能な助成金や市の窓口に関する周知
- SNS 活用などの情報提供方法の検討

### (3) 市民・事業者の取組に対する支援

市は、専門家による助言などの技術的支援や助成金制度の創設を検討し、市民・事業者による景観まちづくりの取組を支援します。

また、住民等による景観計画変更に関する提案を支援する仕組み、市民・事業者の良好な景観形成活動を支援する制度等の充実化を図り、より一層良好な景観の形成が展開できるよう努めていきます。

その他に以下の取組に対する支援や認定を行います。

#### ・地区景観推進協議会の認定制度

景観計画区域内の一定の地区において、自然や歴史、文化と調和された良好な景観形成を図ることを目的に、地区の市民が自主的に設置した団体で、条例に定める要件を満たすものについて、市長が認定します。

#### ・景観協定制度の活用

景観計画区域内の一団の土地の所有者等の全員の合意により、その土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を結ぶことができます。

## 【市による取組案】

- 専門家派遣や相談の仕組みづくり
- 景観まちづくりに活用可能な助成金制度の検討(景観まちづくりの検討・空家等の活用)
- 地区景観推進協議会の認定制度
- 景観協定制度

**(4) 景観表彰制度の設立**

市民・事業者の景観まちづくりに対する意識醸成を図るため、良好な景観形成に貢献した市民・事業者や建築物等を表彰する制度の設立を検討します。

## 【市による取組案】

- 景観まちづくりの取組主体、建築物等の所有者と設計者・施工者などを対象とした表彰制度の検討

**3. 景観計画の見直しについて**

本市は、平成31年4月に景観行政を主体的に担う景観行政団体となりました。

今後は市民・事業者と市の協働により、景観まちづくりの第一歩である本計画に基づいて景観まちづくりの取組を進めていくこととなります。

市は、本計画による景観まちづくりの状況を考慮し、下記の視点で適宜計画の見直しを行います。

**(1) 市民・事業者発意による景観まちづくり**

市は、市民・事業者の景観まちづくりに対する意識醸成を図りつつ、それぞれの地域住民からの発意に応じ、より詳細で地域性のある景観まちづくりの独自ルールの検討を支援する他、景観重要樹木・建造物及び法令に基づくその他の景観形成手法の適用についても検討し、その内容を適宜計画に反映・見直しを行うことで、本計画を磨き、さらに発展させていきます。

**(2) 取り巻く環境に対応した景観まちづくり**

社会経済情勢の変化や上位関連計画の見直しなどにより、景観形成上の課題が顕著となる場合には、新しい知見を踏まえ課題に対応した計画の見直しを行います。

また、周辺景観に影響を及ぼす大規模な基盤整備や開発などの景観形成上の変化が生じる際には、変化を踏まえた景観形成を図るための計画見直しを行います。

## 7-2 景観まちづくりの推進体制

### 1. 景観審議会

景観まちづくりを推進するため、学識経験者等からなる景観審議会を設置します。景観審議会では、景観計画の変更や景観法に基づく勧告・変更命令など、良好な景観の形成に関する重要な事項について審議を行います。

### 2. 景観整備機構

景観まちづくりを推進するため、景観まちづくりにかかる業務遂行を行う特定非営利活動法人などを、景観法第92条の規定に基づく景観整備機構として指定することを検討します。景観整備機構の指定は、景観まちづくりの支援や景観重要建造物・景観重要樹木の管理などを遂行できることが必要です。

### 3. 景観協議会

協働の景観まちづくりを推進するため、景観法第15条の規定に基づく景観協議会の設置を検討します。

### 4. 庁内体制

景観まちづくりは公共施設整備や建築・開発の他、商工業・観光・農業など関連する領域が多岐にわたるため、横断的な会議体を設置するなど、推進体制を強化していくことを検討します。

また、景観行政を推進するため、関係課などとの連絡調整、届出・審査の事務処理、市民及び事業者に対する行政窓口となる担当組織の設置を検討します。